

## 要綱第3号様式

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 27年 7月 16日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市左京区岩倉大鷲町422番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 公益財団法人 国立京都国際会館 理事長 稲盛 和夫 電話 075-705-1234					
主たる業種	集会場	細分類番号				9   5   1   1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成 26年 4月から平成 29年 3月まで						
基本方針	運営方針の一つに『地球環境保全の追求』を掲げ、気候変動に関する京都議定書が採択された場として、率先して地球環境に優しい会議場を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネルギー推進組織のリーダーは事務局長とし、メンバーは施設部内のエネルギー管理企画推進者並びにエネルギー管理員で構成し、改修等により省エネの推進を図る。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,002.9 トン	3,890.0 トン			-2.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,148.6 トン	3,886.1 トン			-6.3 パーセント	
実績に対する自己評価	国の耐震改修工事の最終年度にあたり、メインホールが改修工事により利用出来ない為、事業活動に伴う排出量が自然減となったと思われる。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	集会場	事業活動に伴う排出の量 (年間会議参加者数 百人)	1.47	1.58			7.48 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価	国の耐震改修工事の最終年度にあたり、メインホールが改修工事により利用出来ない為、原単位の指標である年間会議参加者数が落ち込む結果となり、効率面で精度を欠く結果となった。						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		104.0 パーセント	104.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	メインホール、各所廊下照明改修 (LED527台、HF136台) <H26.12月実施済> 1階売店照明改修 (LED32個) <H26.12月実施済>					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月16日はノーマイカーデーとし、実施率100%を目指す。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	全職員対象にサイボウズによるノーマイカーデーの周知。平成26年度実施率は83%であった。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	2.6 トン			太陽光発電		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合計	3.9 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	『KYOTO地球環境の殿堂』の設置 【内容: 京都から世界に向けて広く発信することにより、地球環境の解決に向けたあらゆる国、地域、人々の共有と取組に資することを目的として、世界で地球環境の保全に多大な貢献した方の功績を展示しております。 展示コーナー見学10:00~16:30 (随時受付)】						
特記事項	『KYOTO地球環境の殿堂』表彰者の紹介展示コーナーを正面玄関及び地下鉄連絡通路の2箇所に設置。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。